

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズブラザ鶴間九〇一一号室

株式会社mini mori

代表取締役 小森すみれ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズブラザ鶴間九〇一一号室

株式会社YKM R

代表取締役 小森 雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズブラザ鶴間九〇一一号室

株式会社SKMR

代表取締役 小森 雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズブラザ鶴間九〇一一号室

株式会社NKMR

代表取締役 小森 雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県厚木市関口六〇番地の一

有限会社平井物産

代表取締役 平井 翔真

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十八億一千三百五十五万九千九百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年四月十三日

東京都江東区三好三丁目一〇番三三

株式会社Synspective

代表取締役 新井 元行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億二千五百五十二万七千三百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://graphic-hd.co.jp/notice/northgraphic>

令和八年四月十三日

札幌市中央区南三条西五丁目一番地一ノル
ベサ四下 株式会社ノースグラフィック

代表取締役 山本 壮一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円、資本準備金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月七日

掲載頁 九十六頁(号外第一五五号)

令和八年四月十三日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノ

ガーデンD棟一四階

株式会社ヘルシーサービス

代表取締役 高野 健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千七百三十二万九千五百十円、資本準備金の額を三億五千七百三十二万九千五百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年四月十三日

東京都港区芝大門一丁目一二番一六号

インフォメティクス株式会社

代表取締役 只野 太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロバート・マイケル・オルソン及び高島淳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

東京都千代田区大手町一丁目二番一五号

PricewaterhouseCoopers WMS Pte.Ltd.

日本における代表者 ロバート・マイケル・オルソン

高島 淳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本の額を三十七億六千万円減少することによりいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月十四日までに当社にご提出ください。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号
ハーモニイ特定目的会社

取締役 チョン・チュン・カウ

債権申出の公告(第一回)

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

三重県四日市市川尻町一〇〇番地

JSRグループ企業年金基金

清算人 小西 伸和

債権申出の公告(第二回)

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

三重県四日市市川尻町一〇〇番地

JSR企業年金基金

清算人 岩上 誠

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

茨城県日立市平和町二丁目一番一五号

日立セメント株式会社

確定給付企業年金清算人 渡辺 律治

債権申出の催告(第三回)

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことに終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載(令和八年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

石川県羽咋市寺家町レ三七番地九

EIZOエムエス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

千田 武詩